

令和元年度答申第8号
令和元年12月9日

松戸市消防局
消防局長 島本 幸夫 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 土岐 寛 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成30年9月4日付け松消企第50号をもって諮問のあった個人情報の一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市消防局（以下「処分庁」という。）の行った一部開示決定については、対象となる公文書に記録されている個人情報の記録として、起案文書（平成30年3月28日付け松消企第65号）及び郵券類等使用申請書を追加特定した上で、開示決定すべきである。なお、その余の判断は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年7月2日付けで、処分庁に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「私が審査請求をした件で松戸市消防局が諮問日と反論書等の提出期限を記載せず、諮問通知した件で取得・作成された情報一切。私とのやり取りや内部的なやりとりや他の実施機関や弁護士等との相談なども含める。その件について松戸市事務事業危機管理マニュアルに基づいた報告等をしないことにしたことや同マニュアルに基づく報告等をすべきとの指摘・意見等があったことも含む。」（以下「本件公文書に記録されている個人情報の記録」という。）について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成30年7月13日付け個人情報一部開示決定通知書により、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第1項に該当するため、一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月17日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。

- (2) 対象文書の特定について、処分庁は開示請求書の請求対象内容を意図的に限定的に解釈している。このことは、条例第11条の3第2項で準用する松戸市情報公開条例第3条第1項の規定に違反する。
- (3) 公益上の理由による裁量的開示を求める。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象である個人情報記録した公文書としては、松戸市消防局消防企画課において作成した起案文書を開示しており、開示した文書以外には、公文書を作成し、又は取得していない。
- (2) 内部的なやりとりや他の実施機関との相談は口頭により行い、業務の遂行上必要でないと判断し、文書を作成、取得していない。また、弁護士等との相談は、実施しておらず、松戸市事務事業危機管理マニュアルに基づいた報告等に関する指摘、意見等はない。
- (3) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例に規定はなく、主張自体失当である。
以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の定め

ア 個人情報について

「個人情報」の定義について、条例第2条第1号は、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それ

により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) イ 個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

イ 公文書について

「公文書」の定義について、条例第2条第7号は、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」と規定している。

ウ 開示請求について

開示請求について、条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、同条第3項は、「市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。（1）個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの（2）開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの（3）その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」と規定している。

また、条例第11条の3第2項は、開示の手續等については、「松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の規定を準用する」と規定し、松戸市情報公開条例第10条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

上記の条例の定めからすると、条例に基づき、公文書に記録されている個人情報の記録を開示するためには、市の機関の職員が文書を職務上作成し、又は取得したこと及びそれを市の機関の職員が組織的に用いるものとして、市の機関が保有していること、並びにそれに開示請求者の個人情報が記録されていることが前提となる。

(2) 公文書に記録されている個人情報の記録の存否について

本件開示請求は、処分庁が、審議会諮問通知書に、諮問をした日及び弁明書に対する反論書の提出期限を記載すべきであったのに記載せず、それを審査請求人に郵送したことに関連するものである。

当審議会において、処分庁の説明を聴取し、検討したところ、処分庁においては、このことに関する内部的なやり取りや他の機関との相談は口頭により行っている、上記審議会諮問通知書の記載漏れについて、弁護士等との相談等は、行っていない、また、上記審議会諮問通知書の記載漏れは、松戸市事務事業危機管理マニュアルの対象案件となっていないため、本件開示請求の対象となる開示請求者の個人情報記録した公文書の作成・取得は、行っていないとする処分庁の説明には、特段、不合理な点は認められなかった。

しかし、本件においては、処分庁と審査請求人との間で、郵送による文書のやり取りをしている事実が認められるため、当審議会において、切手の使用に関する文書等の存在について、改めて文書により処分庁に資料の提出を求めたところ、起案文書（平成30年3月28日付け松消企第65号）のほか、切手の使用に関し、郵券類等使用申請書が3通作成されていることが判明した。この郵券類等使用申請書も本件開示請求の対象文書に当たり（ただし、「提出先等」の欄に記載のある本人以外の情報を除く。）、条例第10条第3項各号に定める非開示事由には、当たらない。

（3）本件審査請求への対応

以上により、処分庁は、起案文書（平成30年3月28日付け松消企第65号）及び郵券類等使用申請書を追加特定した上で、開示決定すべきである。なお、その余の判断（処分庁が一部開示した文書を除き、条例第11条の3第2項において準用する松戸市情報公開条例第10条第2項に該当するとしたこと）は妥当である。

なお、審査請求人の主張する裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件公文書に記録されている個人情報の記録の開示の根拠とすることはできない。

（4）結論

よって、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の結論

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 9月 4日	諮問書の受理
令和 元年 6月20日	第1回審議会（諮問の報告）
令和 元年 7月25日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 元年 8月25日	第3回審議会（審議）
令和 元年10月25日	第4回審議会（審議・意見陳述）
令和 元年12月 9日	第5回審議会（審議）